## 本 部 新 旧 産

改 改 後 正 前 正

(前略)

- 第2条 本部は、京都大学(以下「本学」という。) における産官学連携の推進及び支援に係る企画立 案等を行うとともに、次の各号に掲げる業務を統 括する。
  - (1) 産業界又は官公庁との共同研究及び受託研究 の推進及び支援に関すること。
  - (2) 産官学における国際的連携又は地域社会連携 の推進及び支援に関すること。
  - (3) 知的財産権の取得、管理、活用等に関するこ
  - (4) ベンチャーの育成、起業支援等に関すること。
  - (5) その他本学の産官学連携活動の推進及び支援 に関し必要な事項

(中略)

- 第4条 本部に、副本部長を置く。
- 2 副本部長は、本部長が指名する。
- 3 副本部長の任期は、2年とし、再任を妨げない。 ただし、指名する本部長の任期の終期を超えるこ とはできない。
- 4 副本部長は、本学の産官学連携活動の推進等に ついて、本部長を補佐し、適切な助言を行う。
- 第5条 本部に、本部の運営に関する重要事項を審 第5条 議するため、運営協議会(以下「協議会」という。) を置く。
- 第6条 協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織|第6条 協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織 する。
  - (1) 本部長
  - (2) 副本部長
  - (3) 産官学連携センター長
  - (4) 部局長 若干名
  - (5) その他本部長が必要と認めた者 若干名
- 嘱する。
- 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員 の任期は、前任者の残任期間とする。

(中略)

営に関し必要な事項は、協議会が定める。

- 第2条 本部は、京都大学(以下「本学」という。) における次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 産官学連携に係る諸施策の企画立案及び調査 研究に関すること。



- 第4条 (同 左)
- 2 副本部長は、本学の教職員のうちから、本部長 が指名する。



- (同 左)
- する。
  - (1) 産官学連携担当の理事
  - (2) 本部長
  - (3) 副本部長
  - (4) 本部の教授
  - (5) 部局長 若干名
  - (6) その他本部長が必要と認めた者 若干名
- 2 前項第4号及び第5号の協議員は、本部長が委 2 前項第5号及び第6号の協議員は、本部長が委 嘱する。
- 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員 の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第11条 前4条に定めるもののほか、協議会の運|第11条 第7条から前条までに定めるもののほか、 協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定め る。

改	正	前		改			正		後	
第12条 本部に	こ、本部における	産官学連携活動の								
推進について、	本部長の諮問に	芯じて学外の有識								
者等による助言	言等を受けるため、	、 産官学連携推進								
<u>会議を置く。</u>										
2 産官学連携推進会議は、次の各号に掲げる委員										
で組織する。										
(1) 本部長										
(2) 副本部長										
(3) 産官学連携	<u> 통センター長</u>									
(4) 協議会の協議員(本部長、副本部長及び産官										
学連携センタ	7 一長である協議員	員を除く。) 若干								
<u>名</u>										
(5) 学外の有諳										
	及び第5号の委員!	は、本部長が委嘱								
<u>する。</u>										
		、2年とし、再任								
		員の任期は、前任								
者の残任期間と										
	は、産官学連携推	進会議を招集し、								
議長となる。	HH 1 14	ates also 110 Million and a			`					
	こ関する事務は、	研究推進部におい	第1	2条						
て行う。	H & H	- > - > -   -   -   -	tota .	- 4		<i>(</i> —	1			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		のほか、本部に関	第1	<u>3条</u>	>	(同	左)			
	は、協議会の議を	怪て本部長が定め								
る。				17/ L						
			_		則	₩ -13	300F		· > +-/	
									ら施行する。	
					2 京都大学産官学連携センター規程(平成16年   達示第54号)は、廃止する。					
			達	<b>示</b>	4 号)	は、	発止する	ఏ.		